

愛南町水産物等販売促進支援業務仕様書

1 業務名

「愛南町水産物等販売促進支援業務」

2 請負期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日(月)まで

3 業務の概要

愛媛県愛南町は、南に太平洋、西に豊後水道を望む豊かな自然環境に恵まれ、マダイやカツオをはじめとする水産業が国内屈指の規模で展開されているが、既存の市場流通に依存した価格の不安定さに加え、昨今の飼料価格高騰や国内消費の減退が、水産経営の持続可能性を脅かす課題となっている。本業務は、養殖マダイの生産量日本一を誇る愛媛県において、その約3割の供給を担う本町の強みを最大限に活用し、構造的な課題を打破するための販売力強化を図ることを目的とする。具体的には、既存の流通網に捉われない首都圏飲食店チェーンや中食・惣菜市場等の新規販路開拓、および将来的な海外輸出を見据えた営業活動を通じ、マダイの市場ポテンシャルを可視化するとともに、マサバやブリ、牡蠣といった多様な水産資源から「次なる柱」となる品目を選定し、最適なプロモーションと流通経路を特定する。その実施にあたっては、生産者や流通業者等の関係者と緊密な合意形成を図ることで、現場が即座に実行可能な実効性の高いロードマップを策定し、本町水産業の持続可能な収益体制の確立と付加価値向上に向けた取り組みを実施する。

4 請負業務の内容

本町が過去に実施した水産物販売促進支援業務等の成果を踏襲し、マダイの日常的な国内新需要を創出する具体策の検証・検討を行うとともに、BAPやMELといった各種認証を最大限に活用した営業戦略を展開することで、その知見を他魚種へ波及させ、市場優位性の確立と多角的な販路拡大を実現する体制構築を総合的に検討する。

- ① 事業推進の考え方(基本コンセプト)について
- ② マダイの新規市場創出に向けた提案について
- ③ 他魚種の市場優位性及び販路拡大策について
- ④ 営業ツールの作成
- ⑤ 報告書のとりまとめ

5 成果品

- (1) 報告書及び調査データ 3部
- (2) 報告書及び調査データの電子情報(CDR又はDVD-R) 1部

*作成にあたっては、図や表などを使用し、読みやすくわかりやすい表現に努めること。

6 納品場所

愛南町役場水産課海業推進室

7 業務の実施

請負業務の実施に当たっては、愛南町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

8 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、本町は、係る問題等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

9 成果品の保障

本請負業務に伴うすべての納入物について、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受注者の負担とする。

10 業務の再委託

- (1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者が責任を持って選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、前項により再委託を行う場合には、受託者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「11 機密保持」に規定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。
- (4) 再委託先は、「11 機密保持」について、受託者と同様の義務を負うものとする。
- (5) 受託者が再委託先の事業者に本業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受託者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年愛南町条例第 1 号）」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- (2) 受託者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、「愛南町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

12 その他

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によってはならない。